

## 食育キャプテン設置要領

### 1 目的

スポーツへの関心と食を結びつけ、子どもたちが親しみやすい食育を推進するため、体づくりに欠かせない食の重要性を自らの体験に基づき、子どもたちに直接伝える活動を行う「食育キャプテン」を設置する。

### 2 食育キャプテンの委嘱先

知事は、次の各号のいずれかに該当する団体・個人のうちから、適当であると認めるものに食育キャプテンを委嘱する。

- (1) 本県にゆかりのあるスポーツチームやスポーツ選手。
- (2) スポーツ分野において実績を残した本県出身者。

### 3 委嘱内容(食育キャプテンの活動)

「食べて強くなろう!の合い言葉」(別紙1)を基本に、自らの体験に基づく、食べることの重要性について、子どもたちに伝えるため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 各チームが実施するスポーツ教室開催時等における食育活動
- (2) 本県が実施する各種食育関連行事への協力

### 4 報酬等

食育キャプテンに対する報酬は支給しない。ただし、3(2)に規定する活動を行ったときは、予算の範囲内で謝金、及び旅費を支給する。

また、食育キャプテンの活動に資するため次に掲げるものを提供する。

- (1) 食育キャプテンマーク(腕章)
- (2) 「食べて強くなろう!の合い言葉」タペストリー
- (3) 本県食育推進計画及び食と農に関するパンフレット
- (4) その他必要と認めるもの

### 5 報告

食育キャプテンは、3(1)に規定する活動を行った場合は、その活動状況を農政課食育・地産地消担当に報告する。

- (1) 報告様式:任意の様式による(参考様式:別紙2)
- (2) 報告方法:電子メール、FAX、電話
- (3) 報告先:農政課食育・地産地消担当

電子メール obatay01@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-2288

FAX 028-623-2340

### 6 その他

この要領は、平成29年6月23日から施行する。